

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状 (1) 地域の災害リスク (洪水 : ハザードマップ) 狩野川周辺において最大 5 m から 10 m 未満の浸水被害が予想されている。(水防法第 14 条第 1 項に記載されている想定最大規模降雨(狩野川大仁観測点より上流の 48 時間総雨量の 828 mm)により河川が氾濫した場合を基準としている。) (土砂災害 : ハザードマップ) 山々に囲まれた地形から土砂災害が発生する恐れがあり、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、合わせて 1,179 箇所(急傾斜地の崩壊 589 箇所、土石流 579 箇所、地すべり 11 箇所)指定されている。 (地震 : 静岡県第 4 次地震被害想定) 発生が危惧されている「南海トラフ巨大地震」では、市内の最大震度は 6 強と想定されている。 (津波 : ハザードマップ) 南海トラフ巨大地震による津波被害の恐れが高く、市内の沿岸部を中心に最大で 5 m から 10 m の浸水が想定されている。 (高潮・高波) 「高潮・高波」については、伊豆市沿岸部において台風、低気圧等の影響を受け、災害が予想される。季節的には、8 月から 9 月下旬にかけては台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11 月下旬から 3 月にかけては海上を吹き抜ける西風のため、高潮が発生することがある。 (原子力) 「原子力災害」については、県内に浜岡原子力発電所があり、万が一の事故による放射能物質の大量放出が予想される。 県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森町、磐田市の一部地域としている。なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力発電所に対する関心が高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外であるが、放射能物質への市民の関心が高いことから、県等を通じて災害情報を入手し、市民に対する情報伝達が必要である。 (感染症) 現時点における感染症対策は「新型コロナウイルス」対策が最も必要な事案と考えられる。静岡県域も 4 月 17 日から 5 月 14 日までの間「緊急事態宣言」の対象地域となり、その影響は現在も継続している。 新型コロナウイルスには、ワクチンや効果的な薬品が確立していないため「新しい生活様式」による、ウイルス対策を実施することで感染回避が求められている。 基本的な実施方法は「①身体的距離の確保・②マスクの着用・③手洗い」となり、一人ひとりの基本的な感染対策行動が地域をウイルスから守ることにつながっていく。	

(2) 商工業者の状況

令和2年3月末における商工業者数及び会員数は下表の通りである。

※定款会員 13名 特別会員 15名 商工会員合計 933名

	商 工 業 者 の 業 種 别 内 訳									
	建設	製造	卸売業	小売業	飲食業	宿泊業	娯楽業	娯楽業 以外の サービス 業	その他	計
商工業者	320	157	33	275	154	118	31	262	94	1,444
小規模事業者	311	130	29	236	144	102	24	237	74	1,287
商工会員	222	97	19	181	93	84	15	143	51	905

令和2年3月31日現在 組織率 62.7% (※定款会員、特別会員は除く)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・各種防災計画の策定
- ・総合防災訓練等の防災訓練の実施
- ・食料や簡易トイレ等の防災備蓄品の備蓄
- ・伊豆市防災指導員研修の実施
- ・ハザードマップの配布による災害危険箇所の周知

2) 当商工会の取組

- ・伊豆市商工会自身の事業継続計画の作成（平成26年）
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（税制優遇・金融支援等）
- ・事業者の事業継続力強化を支援する事業（普及啓発・指導助言・普及支援）
- ・防災備蓄品の備蓄（本所・各支所）
- ・自主防災訓練の実施（本所）
- ・感染症対策として、緊急窓口を設置。各種給付金、補助金の説明や金融支援等。また、国や県の対策方針の説明を行い、業種ごとのガイドラインの周知強化を図った。

II 課題

現状では、伊豆市商工会の事業継続計画は平成26年に策定、平成30年に改定しているが、職員の定年退職等により大幅な人事の入れ替えがあり、新たに加わった職員の計画書に対する認識が薄い。また、その新職員が伊豆市の地理的特徴も把握していない為、事業者にBCPの推進をするノウハウを有した人材が不足している。

そのため、事業者BCPの策定支援が進んでいない現状があり、専門知識やノウハウを持つ専門家の活用や、保険や共済の知識が豊富な損保会社等との連携が必要である。

III 目標

伊豆市地域防災計画に基づき、東海地震のような大規模自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症による影響に対する対策として、市、商工会、そして観光協会や旅館組合等が一つになって取り組んでいく。特に、管内の小規模事業所の防災・減災対策は不十分であるため、経済活動が滞ることないように、以下のことを目的とした事業継続力強化の取組を行う。

①地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害時等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した個別相談会等を実施する。また、その数値目標と保険内容については以下の通りとする。

各種共済・保険制度の加入促進目標件数：年間 30 件

保険内容：開催共済・火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応支援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

- 専門家や損保会社等と連携を強化し、必要最小限の災害リスクを認識させ、BCP 策定支援を行い、有事の際、いち早い事業再開が出来るようする。

②発災時における連絡体制を円滑に行うため、伊豆市商工会と伊豆市との間における被害情報報告ルートを構築する。

- 被害の把握や報告ルートの確立を行う。

③発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- 組織内において法定経営指導員を中心に、市、観光協会、旅館組合等との連携体制を構築する。特に、今般、影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症では、市が商工会を含めた各種団体に召集を掛け、そこで得た意見を参考に施策や相談窓口の設置に反映したことから、レガシーとしてその枠組みを残し適切に対応していく。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- 伊豆市商工会と伊豆市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を応援する。
- 策定中である伊豆市商工会の事業継続計画及び伊豆市地域防災計画等を踏まえ、本支援計画との整合性を整理し、発生時に混乱なく応急対応策に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備

え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。

- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・特に、伊豆市は4つの町が合併して出来たため、地区により想定される被害に違いが出る。土肥地区は津波、天城湯ヶ島地区・中伊豆地区は土砂、修善寺地区は狩野川の水害が見込まれる。そのため、その地区にあった情報を特化して周知していく。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

2) 伊豆市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は平成26年4月に事業継続計画を策定済みで、平成30年に改正している。今後は、変更が見込まれる際に随時、計画更新を行う。

3) 各団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ予定の、当会会員のオリックス保険コンサルティング㈱に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を実施する。
- ・市観光協会や旅館組合等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を実施する。
- ・静岡県BCPコンサルティング協同組合と連携し、専門家の派遣を行い事業継続力強化計画の策定に取り組む。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当市及び当会を構成員とした会議を定期的に開催、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6強の地震、津波、土砂、水害等)が発生したと想定し、伊豆市と連携確認などを行う(訓練は必要に応じて実施)

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 職員の安否確認

課・支所長は、災害発生後1時間以内に職員の安否を確認する。

② 家族の安否確認

職員は、避難場所にて、電話やLINEを使用して家族の安否状況を確認し、職員緊急連絡網を使い、課・支所長に報告する。

③ 安否の報告

報告を受けた課・支所長は、安否確認シートに状況を記載し、状況を事務局長に報告する。

④ 家族の安否を確認できない場合

避難場所にて家族の安否を確認不能の職員は、帰宅の指示を得て一旦帰宅し、家族の安否を確認する。

⑤ 帰宅時の安否報告

一時帰宅した職員は、家族の安否を確認後、安否状況を課・支所長に報告する。
⑥その後、出来る限りの被害状況（家屋被害や道路状況等）を関係機関に連絡する。

2) 応急対策の方針決定

- ・安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有した時点において、その被害規模に応じて、伊豆市商工会と伊豆市との間で実施する応急対策の方針を決める。方針決定は両者で協議し、想定する応急対策内容は、おおむね下図の判断基準とする。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

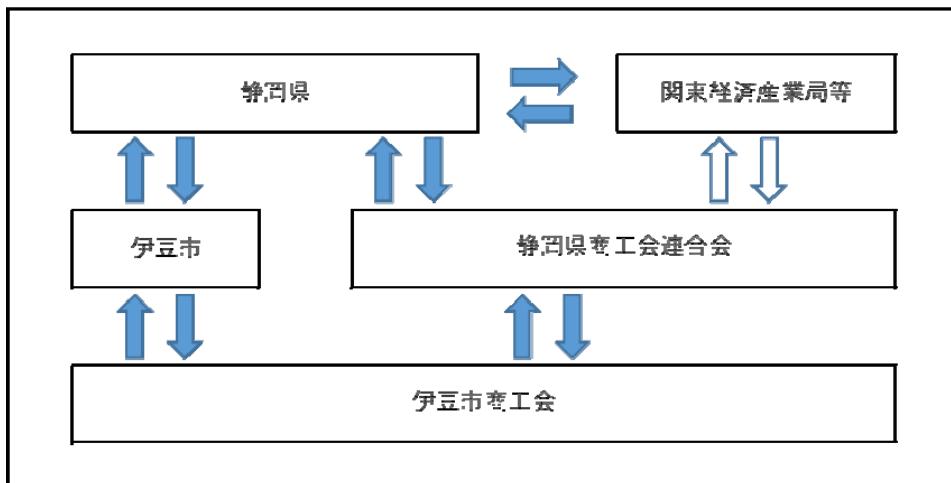
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、伊豆市商工会と伊豆市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発生時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、県から県連を通じて調査依頼を求められる「実態調査票」（様式第5号）により報告する。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ速やかに報告する。
- ・感染症が流行した場合、伊豆市を始め、国、県、関係機関等と対策方針等について情報の共有化を図る。



○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、伊豆市と相談する（伊豆市商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・発生後2週間～3週間に目途に安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況は、「実態調査票」（様式第5号）を用い、被害対象物・被害額等の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、伊豆市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の流行により、事業活動に影響を及ぼすことが懸念される場合は、地区内小規模事業者等に対して支援策や相談窓口の設置等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・感染症等の流行により、事業活動が困難になった場合、また、その恐れがある時は、資金繰りや補助金等を積極的に地区内小規模事業者等に周知する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年10月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[伊豆市商工会 事務局長] --> B[伊豆市商工会 (本部) 法定経営指導員 3名]; B <--> C[損害保険会社]; B <--> D[伊豆市]; B --> E[伊豆市商工会 (土居支所)]; B --> F[伊豆市商工会 (天城湯ヶ島支所)]; B --> G[伊豆市商工会 (中伊豆支所)]; B --> H[伊豆市商工会 (修善寺支所)];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
経営指導員 齋藤伸也（連絡先は後述（3）①参照）	
〃 高橋正樹（〃）	
〃 古屋麻紀子（〃）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 伊豆市商工会、関係市連絡先	
①伊豆市商工会	
伊豆市商工会 業務推進課	
〒410-2416 静岡県伊豆市修善寺838-1	
TEL 0558-72-8511 / FAX 0558-72-5482	
E-mail : izu@izucci.jp	
②関係市	
伊豆市役所産業部観光商工課	
〒410-2413 静岡県伊豆市小立野24-1	

TEL 0558-72-9857 / FAX 0558-72-9899
E-mail : kankyo@city.izu.shizuoka.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	600	600	600	600	600
専門家派遣費	200	200	200	200	200
パンフ等作成費	200	200	200	200	200
通信費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県補助金、市補助金、事業委託費、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県BCPコンサルティング協同組合 (理事長：高橋義久 住所：静岡市清水区西久保 283-2 TEL：054-367-2667) ・三島信用金庫 (理事長：平井敏雄 住所：駿東郡長泉町下土狩 96-3 TEL：055-973-5555) ・オリックス保険コンサルティング㈱ 住所：沼津市大岡 1551-2 オリックスビル 3F TEL:055-962-6630 (ファイナンシャル・ナビゲーター 宮内秀史) (ファイナンシャル・ナビゲーター 遠藤隆良) 住所：伊豆市大平 162-7 TEL：090-3951-3689 住所：伊豆市柏久保 626-5 TEL：090-1747-3398
連携して実施する事業の内容
<p>1. 事前の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携先の専門家等を活用した商工会役職員向け研修会の開催により、支援者として休業補償や保養額など保険制度や各種商品等に対する知識習得を強化する。 ・地区内事業者に対して巡回指導時や連携先の専門家による個別相談会を通じて自然災害等の影響を軽減するための取組や休業への備え、災害補償等の損害保険・共済についてする際のハザードマップ等の情報提供を行い、商工会に対する取組をサポートする。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナー等により周知強化を図り、事業継続力強化計画の認定企業の増加を図る。 <p>2. 地区内小規模事業者に対する復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の復旧に・復興に向けた各種経営資源対策の相談窓口支援 ・復旧に向けた金融支援情報（補助金等）の提供 ・連携・協力企業のマッチング支援 ・その他、行政からの災害対策情報や一般企業のBCPに関する情報提供
連携して事業を実施する者の役割
<p>①被災に伴う倒産及び事業廃止の阻止 ②被災に伴う資金繰り悪化防止 ③被災に伴う事業再建資金の調達</p>
連携体制図等
<pre> graph LR A[伊豆市商工会] <--> B[小規模企業者] A <--> C[損害保険会社] A <--> D[全国商工会連合会] B <--> C B <--> D C <--> D </pre> <p>The diagram illustrates the collaboration framework between four entities:</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆市商工会 (Izu City Chamber of Commerce): Represented by a vertical rectangle on the left. It has double-headed arrows connecting to both 小規模企業者 (Small-scale Business Owners) and 全国商工会連合会 (All Japan Chamber of Commerce and Industry). 小規模企業者 (Small-scale Business Owners): Represented by a vertical rectangle in the center. It has double-headed arrows connecting to both 伊豆市商工会 and 損害保険会社 (Damage Insurance Company). 損害保険会社 (Damage Insurance Company): Represented by a vertical rectangle on the right. It has double-headed arrows connecting to both 伊豆市商工会 and 全国商工会連合会. 全国商工会連合会 (All Japan Chamber of Commerce and Industry): Represented by a vertical rectangle on the far right. It has double-headed arrows connecting to both 伊豆市商工会 and 損害保険会社. <p>Specific collaboration points are indicated by arrows:</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆市商工会 → 小規模企業者: labeled "相談" (Consultation). 伊豆市商工会 → 損害保険会社: labeled "役職員向け研修会、支援ツール提供等" (Training sessions for staff, provision of support tools). 伊豆市商工会 → 全国商工会連合会: labeled "連携" (Collaboration). 小規模企業者 → 損害保険会社: labeled "災害リスク普及啓発セミナー等" (Disaster risk prevention and education seminars).